明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（八）　三
○二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（九）　三
〔省　令〕
○司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四三）　一四
〔告　示〕
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件（**中央選挙管理会**九）　二七
○二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約への日本国の加入に関する件（**外務**二七四）　三六
○二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約への日本国の加入に関する件（**同**二七五）　三九
○障害者の雇用の促進等に関する法律第七十七条の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を定める件（**厚生労働**二六〇）　三九
〔官庁報告〕
官庁事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委三四、三五）　四〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六五
会社その他
会社決算公告　六七

本号で公布された法令のあらまし

◇二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（条約第八号）（外務省）

この条約は、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、締約国の領域及び排他的経済水域において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置（とられる場所のいかんを問わない。）についてのみ適用する。（第二条関係）

2　船舶所有者の責任

㈠　事故の発生の時における船舶所有者は、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によって生ずる汚染損害について責任を負う。（第三条1関係）

㈡　船舶所有者は、汚染損害が戦争等によってもたらされたこと等を証明した場合には、汚染損害について責任を負わない。（第三条3関係）

㈢　船舶所有者は、汚染損害を被った者の作為若しくは不作為（損害を生じさせることを意図したものに限る。）又は過失によって当該汚染損害がもたらされたことを証明した場合には、当該者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。（第三条4関係）

㈣　この条約のいかなる規定も、船舶所有者がこの条約との関係を離れて有する求償権を害するものではない。（第三条6関係）

3　この条約は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約に定義する汚染損害並びに軍艦等及び国が所有し、又は運航する船舶であって非商業的業務にのみ使用するものについては、適用しない。（第四条1及び2関係）

4　二以上の船舶が関係する事故によって汚染損害が生じた場合には、関係する全ての船舶の船舶所有者は、合理的に分割することができない汚染損害の全体につき連帯して責任を負う。（第五条関係）

5　この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険等保証を提供する者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。（第六条関係）

6　強制保険その他の金銭上の保証

㈠　総トン数が一〇〇〇トンを超える締約国登録船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額（いかなる場合にも、海事債権についての責任の制限に関する条約に従って計算される額を超えない額とする。）において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない。（第七条1関係）

㈡　保険等保証が効力を有していることを証明する証明書は、締約国の適当な当局又は締約国の認定する団体によって発給される。（第七条2及び3関係）

㈢　証明書は、船舶内に備え置くものとする。（第七条5関係）

㈣　保険等保証は、有効期間の満了以外の理由により、当局に対して終了の通報が行われた日から三箇月の期間が満了する前に効力を失うことがあるものである場合には、要件を満たすこととはならない。（第七条6関係）

㈤　船舶の登録国は、証明書の発給要件及び効力要件を定める。（第七条7関係）

㈥　締約国の権限に基づいて発給され、又は公認された証明書は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、及び当該他の締約国が発給し、又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。（第七条9関係）